

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 2 章 学 部</p> <p>(中 略)</p> <p>第 1 2 条 } (略)</p> <p>2 ~ 4 } (略)</p> <p>5 第 1 項の規定にかかわらず、第 3 7 条第 1 項第 8 号、第 3 項第 7 号又は第 5 3 条の 3 第 8 号の規定により本学大学院に入学し、課程を修了した者が、当該入学前に在学した学部に再入学するときは、入学金の納付を要しない。</p> <p>6 } (略)</p> <p>7 } (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第 2 3 条 疾病その他の事故により、3 月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て、休学することができる。</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> 休学は、通算 4 年を超えることができない。</p> <p><u>4</u> } (略)</p> <p><u>5</u> } (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第 3 章 大 学 院</p> <p>(中 略)</p> <p>第 3 6 条 (略)</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、5 年とする。ただし、医学研究科医学専攻の博士課程の標準修業年限は、4 年とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 薬学研究科薬科学専攻の博士課程は、前期 2 年の課程とし、医学研究科社会健康医学系専攻及び地球環境学舎地球環境学専攻の博士課程は、後期 3 年の課程とする。</p> <p>5 } (略)</p> <p>6 } (略)</p> <p>第 3 6 条の 2 } (略)</p> <p>第 3 7 条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 医学研究科の博士課程（第 3 6 条第 2 項ただし書の博士課程に限る。以下同じ。）に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) <u>医学部医学科又は歯学部を卒業した者</u></p> <p>(2) <u>大学における修業年限 6 年の獣医学を履修する課程を修了した者</u></p> <p>(3) } (略)</p> <p>(4) } (略)</p> <p>(5) } (略)</p> <p>(6) } (略)</p> <p>(7) <u>大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に 4 年以上在学した者（学校教育法第 1 0 2 条第 2 項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者</u></p> <p>(8) (略)</p>	<p>第 1 2 条 } (同 左)</p> <p>2 ~ 4 } (同 左)</p> <p>5 第 1 項の規定にかかわらず、第 3 7 条第 1 項第 8 号、第 3 項第 6 号又は第 5 3 条の 3 第 8 号の規定により本学大学院に入学し、課程を修了した者が、当該入学前に在学した学部に再入学するときは、入学金の納付を要しない。</p> <p>6 } (同 左)</p> <p>7 } (同 左)</p> <p>第 2 3 条 } (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医学部が定める特別な課程を履修する医学部学生が、<u>第 3 7 条第 3 項第 6 号の規定により、医学研究科に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。</u></p> <p><u>3</u> (同 左)</p> <p><u>4</u> 休学は、通算 4 年を超えることができない。ただし、第 2 項の規定により休学するときは、その期間を通算しない。</p> <p><u>5</u> } (同 左)</p> <p><u>6</u> } (同 左)</p> <p>第 3 6 条 (同 左)</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、5 年とする。ただし、医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4 年とする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 医学研究科社会健康医学系専攻及び地球環境学舎地球環境学専攻の博士課程は、後期 3 年の課程とする。</p> <p>5 } (同 左)</p> <p>6 } (同 左)</p> <p>第 3 6 条の 2 } (同 左)</p> <p>第 3 7 条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 医学研究科及び薬学研究科の博士課程（第 3 6 条第 2 項ただし書の博士課程に限る。以下同じ。）に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) <u>大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限が 6 年であるものに限る。）を修了した者</u></p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>(6) <u>大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限が 6 年であるものに限る。）に 4 年以上在学した者（学校教育法第 1 0 2 条第 2 項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者</u></p> <p>(7) (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>第43条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 当該研究科において必要と認めたときは、学部若しくは他の研究科等（研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部をいう。以下同じ。）の科目を履修させ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。</p>	<p>第43条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 当該研究科において必要と認めたときは、学部若しくは他の研究科等（研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部をいう。以下同じ。）の科目を履修させ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。</p>
<p>(中 略)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究科の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程又は医学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。</p>	<p>第46条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究科の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程又は医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。</p>
<p>(中 略)</p> <p>第47条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 休学は、修士、博士後期の各課程、一貫制博士課程及び医学研究科の博士課程において、それぞれ通算3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対し、一貫制博士課程においては、なお、2年以内の、医学研究科の博士課程においては、なお、1年以内の休学を許可することができる。</p>	<p>第47条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 休学は、修士、博士後期の各課程、一貫制博士課程並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程において、それぞれ通算3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対し、一貫制博士課程においては、なお、2年以内の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程においては、なお、1年以内の休学を許可することができる。</p>
<p>(中 略)</p> <p>第50条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 医学研究科の博士課程の修了の要件は、同課程に4年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、医学研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては1年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が2年未満のものにあつては、その在学期間を含めて3年）以上の、一貫制博士課程にあつては3年（第39条第1号に該当して入学した者で、修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者にあつては、大学院における2年以内の在学期間を含めて3年）以上の、医学研究科の博士課程にあつては3年以上の在学をもつて足りるものとする。</p> <p>6 在学年限は、博士後期課程においては6年を、一貫制博士課程においては10年を、医学研究科の博士課程においては8年を超えることができない。</p>	<p>第50条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了の要件は、同課程に4年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、<u>当該研究科</u>の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては1年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が2年未満のものにあつては、その在学期間を含めて3年）以上の、一貫制博士課程にあつては3年（第39条第1号に該当して入学した者で、修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者にあつては、大学院における2年以内の在学期間を含めて3年）以上の、<u>医学研究科及び薬学研究科</u>の博士課程にあつては3年以上の在学をもつて足りるものとする。</p> <p>6 在学年限は、博士後期課程においては6年を、一貫制博士課程においては10年を、<u>医学研究科及び薬学研究科</u>の博士課程においては8年を超えることができない。</p>
<p>(中 略)</p> <p>第53条 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第23条第4項及び第5項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第5項、第30条ないし第34条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。</p>	<p>第53条 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第5項、第30条ないし第34条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第18条の2、第23条第4項及び第5項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第5項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第39条(第2号の場合に限る。)、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条の2、第38条第2項及び第39条(第2号の場合に限る。)中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科(地球環境学舎にあつては転部)」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長(地球環境学舎長を含む。以下同じ。)」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。</p>	<p>第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第18条の2、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第5項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第39条(第2号の場合に限る。)、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条の2、第38条第2項及び第39条(第2号の場合に限る。)中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科(地球環境学舎にあつては転部)」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長(地球環境学舎長を含む。以下同じ。)」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。</p>
<p>(中 略)</p>	
<p>第4章 学位</p>	
<p>(中 略)</p>	
<p>第56条 博士後期課程を修了した者、一貫制博士課程を修了した者及び医学研究科の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。</p>	<p>第56条 博士後期課程を修了した者、一貫制博士課程を修了した者並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。</p>
<p>(中 略)</p>	
<p>第65条 (略)</p>	<p>第65条 (同 左)</p>
<p>2 第10条第1項及び3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第23条第4項及び第5項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項、第40項及び第5項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。</p>	<p>2 第10条第1項及び3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項、第40項及び第5項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。</p>
<p>3～6 (略)</p>	<p>3～6 (同 左)</p>
<p>(後 略)</p>	
	<p>附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p>